

立木公売のご案内

条件付一般競争入札（物件明細書）

- ◆入札日時：平成17年10月24日（月）午前10時00分
受付：入札開始時刻10分前までに受付してください。
※入札時刻に遅れた場合は、辞退とみなします。

- ◆入札場所：北秋田市役所3階 大会議室

※現地案内は、次の要領で行います。

- ・日 時：平成17年10月18日（火）
- ・集合場所：森吉支所 午前9時
（現地案内については、森吉支所産業建設課で対応いたします。）

北秋田市総務部管財課

〒018-3392

秋田県北秋田市花園町19-1

電話番号（直通）0186-62-6603

F A X 0186-63-2586

北秋田市市有林処分事業におきましては、森吉支所に所在する山林の処分を下記のとおり入札により売却します。

入札物件 北秋田市森吉字惣瀬沢地内

面積 32.31ha スギ44年生～63年生

材積 20,374m³ 最低売却価格42,785,000円

詳細別紙物件案内のとおり

(物件番号 森処林第 1 号)

1. 入札の方法について

- (1) 「条件付一般競争入札」により、北秋田市が定める最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって入札された方と売買契約を締結します。
- (2) 入札は当該物件の消費税を除く金額によってください。
- (3) 代理人をして入札に参加しようとする場合には、委任状の提出が必要です。
- (4) 一般競争入札が停止されている者を代理人には選任できないので留意してください。
- (5) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。

1の2. 公平な入札の確保について

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他人の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談もおこなわず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2. 入札の参加資格について

- (1) この入札に参加できる者は、秋田県内に事業所を有し、素材生産の資格を有する者に限ります。
- (2) 次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。
 - ア. 破産者で復権を得ていない者
 - イ. 市に入札参加申込書を提出していない者

3. 入札参加申し込みについて

(1) 提出期限：平成17年10月14日（金）午後5時までとします。

(2) 提出先：北秋田市総務部管財課（市役所本庁舎2階）

(3) 提出書類

ア. 入札参加申込書（様式1）

イ. 法人登記簿謄本の写し（申請日前の3カ月以内のもの）

ウ. 法人市町村民税納税証明書（平成16年度分）

※非課税の場合はその証明書

エ. 固定資産税納税証明書（平成16年度分）

※非課税の場合はその証明書

◎ 北秋田市、森林管理局の一般競争参加資格のある者は様式1の入札参加申込書の提出だけして下さい。

なお、各小林班（1,000㎡当たり）の材積集計表を参加申込み時に配布します。

4. 入札に必要な書類等

(1) 入札書（様式2）

(2) 委任状（様式3）

※申込人以外が入札に参加する場合は提出してください。

5. 入札の取消し、中止について

(1) 入札者が連合、又は不穏な行動、その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めるときは、その入札を取消し、又は中止することがあります。

6. 入札の無効について

(1) 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

ア. 入札書に署名、又は記名押印のどちらもないもの。

イ. 入札金額、名称もしくは氏名の確認ができないもの。

7. 異議の申立て等について

(1) 提出した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

(2) 錯誤等を理由として入札の無効を申し出ても、開札前及び落札宣言後は受理できませんので留意してください。

(3) 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあったとしても、また、入札者がこのことに気づき落札以前に訂正又は取消しの申し出があったとしても、当該

入札書は消費税を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し、誤りの訂正、取消し等は認めません。

8. 開札及び落札の方法について

(1) 開札は、広告した場所及び日時に執行します。

(2) 落札は、次の方法によります。

ア. 予定価格以上の最高価格の入札書を落札者とします。

イ. 落札金額は、入札書に記載された金額に5%に相当する額（消費税相当額）を加算した金額とします。この場合、消費税額の積算における円未満の端数処理は切捨てによって行います。

ウ. 前記の落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじをもって落札者を決定します。この場合、当該入札者のうち出席しない者及びくじを引かない者があるときは、これにかわって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

9. 契約締結について

(1) 仮契約の締結は、落札決定の翌日から起算して7日以内とします。

(2) 落札者が仮契約を締結しないときは、違約金として入札金額の100分の5に相当する金額を徴収します。

10. 契約の成立について

(1) この仮契約は、議会の議決により成立します。

11. 主要約定条件について

(1) 売払代金の納入は、契約の日の翌日から起算して14日以内に現金により売払代金の50%とし、残りの50%も現金により平成18年2月28日までとする。ただし、残りの50%の代金については、現金が納入されるまでの間、保証物件の提出を必要とします。

(2) 物件の搬出期間は、引渡を終わった日から起算して24ヶ月以内とします。なお、伐採造材・搬出にあたっては、林地の保全に十分留意してください。

12. 関係書類 様式1 入札参加申込書、様式2 入札書、様式3 委任状

入札申込書等の書類については北秋田市総務部管財課で配布します。

なお、不明な点等がありましたら、総務部管財課に問い合わせください。